

審議会等の会議結果報告

1. 会 議 名	平成 29 年度第 3 回松阪市行財政改革推進委員会	
2. 開 催 日 時	平成 30 年 2 月 6 日（火）午後 1 時 30 分～午後 4 時 1 分	
3. 開 催 場 所	松阪市役所 本庁舎 5 階 特別会議室	
4. 出席者氏名	委 員	慶徳 亘紀 小山 利郎 中畑 裕之 松浦 信男 村田 善清
	事務局	加藤 正宏 企画振興部長 中林 穰太 市政改革課長※推進チーム兼任 西口 裕登 市政改革課改革係長 大喜多 秀一 市政改革課改革係員 田中 広毅 市政改革課改革係員
	推進チーム	刀根 和宜 経営企画課長 田中 靖 情報企画課長 （中林 穰太 市政改革課長） 高木 達彦 地域づくり連携課長 山口 博司 総務課長 近田 雄一 財務課長 松本 健 職員課長
5. 公開及び非公開	公 開	
6. 傍 聴 者 数	1 名	
7. 担 当	松阪市企画振興部市政改革課 TFL 0598-53-4363 FAX 0598-25-0825 e-mail shisei.div@city.matsusaka.mie.jp	

協議事項・議事録 別紙

平成 29 年度 第 3 回松阪市行財政改革推進委員会 議事録

と き：平成 30 年 2 月 6 日（火）午後 1 時 30 分～午後 4 時 1 分

と ころ：松阪市役所 本庁舎 5 階 特別会議室

出 席 者：慶徳亘紀（副委員長）、小山利郎、中畑裕之、松浦信男、村田善清

事 務 局：加藤正宏 企画振興部長、中林穰太 市政改革課長、西口裕登 市政改革課改革係長、
大喜多秀一 市政改革課改革係員、田中広毅 市政改革課改革係員

推進チーム：刀根和宜 経営企画課長、田中靖 情報企画課長、（中林穰太 市政改革課長）、高木
達彦 地域づくり連携課長、山口博司 総務課長、近田雄一 財務課長、松本健 職
員課長

傍 聴 者：1 名

事 項：1. 委嘱状交付

2. 平成 29 年度松阪市行財政改革の取組について（報告）

3. その他

（午後 1 時 30 分開始）

司会）

ただ今より、平成 29 年度第 3 回松阪市行財政改革推進委員会を開催させていただきます。

（欠席者の報告）

（資料の確認）

- ・「事項書」
- ・【資料 1】松阪市行財政改革推進委員会規則
- ・【資料 2】松阪市行財政改革推進委員会開催実績
- ・【資料 3】松阪市行財政改革推進委員会委員名簿
- ・【資料 4】「平成 29 年度 松阪市行財政改革の取組について（報告）」

（本委員会の主旨等）

- ・松阪市行財政改革推進委員会は、松阪市をとりまく社会情勢等を鑑み、学識経験者や各種民間団体様等の多様な考え方を市政に取り入れ、より効率的で効果的な市政運営の実現をめざすため、平成 23 年 5 月に設置した。
- ・年に数回の頻度で開催し、主に本市の「行財政改革」の進捗確認のほか、その時々取組について、様々なご意見・ご提案等をいただいている。
- ・現委員の任期においては、主に平成 29 年 3 月に策定した『松阪市行財政改革推進方針（以下『方針』という。）』に基づく取組の進捗管理や評価をしていただくことになる。

本委員会は、松阪市が定める「審議会等会議の公開に関する指針及び運用方針 3 会議の公開の基準」に基づき、公開とさせていただきます。

1. 委嘱状交付

司会)

ただいまより委嘱状を交付させていただきます。

(出席者に委嘱状を交付)

委嘱期間は、本委員会規則に則り、前任期後の平成 29 年 12 月 18 日から 2019 年(平成 31)年 12 月 17 日までの 2 年間である。委員の皆様には、どうぞ忌憚のないご協議を賜りたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それではここで、山路副市長より一言ごあいさつ申し上げます。

山路副市長)

皆様方には、快く本委員会委員をお引き受けいただき感謝する。本日は平成 29 年度の本市行財政改革の取組報告ということで、様々な意見を頂戴したい。

本市の財政状況について少しご紹介させていただく。

2 月 14 日から始まる市議会において、平成 30 年度予算を議案として上程するが、平成 30 年度は、前年度に比べ 55 億円ほど増額となる。

市の考え方として、平成 30 年度、31 年度は、これまでの懸案事業等のための予算を措置していく。

平成 17 年 1 月 1 日の合併以降、地方交付税の特例措置(合併後一定期間は、合併前の市町村ごとに算定した地方交付税の総額が交付される措置)や、合併特例債(事業費の 95%に充当でき、国が返済の 70%を負担する地方債)等、長らく合併自治体にとって非常に有利な状況にあったが、どちらも期限が迫っており、これらを活用できる間に、懸案となっている大きな事業(鎌田中学校改築、北部学校給食センター整備、幼・小・中学校教室のエアコン整備等)を実施する考えである。

また、これまでの行財政改革の取組等により、財政調整基金の現在残高が 100 億円近くになってきており、議会からも「市民に還元するべきである」という意見をいただいているため、この基金も活用しながら、今後 2 年間で懸案事業の解消をめざしたい。

ただし、今後の財政運営を見据えると、人口減少や少子高齢化による税収の減少と社会保障費の増大、公共施設等の老朽化といった諸課題に対応していくためには、行財政改革をより一層推

進していく必要があり、特に、「生産性の向上」や「市民への貢献度」という視点をもって、「事務・事業の見直し」に取り組まなければならないと考えている。

本日は平成 29 年度の行財政改革取組についての報告であるが、是非とも忌憚なき意見をいただき、また、今後とも市の行財政改革推進にご協力賜りたい。

司会)

新たな委員構成となり初の委員会となるため、委員、事務局それぞれ自己紹介をお願いしたい。

(委員自己紹介及び事務局自己紹介) ※副市長退席

続いて、委員長・副委員長の選出に移る。

委員長・副委員長の選出につきましては、委員会規則第 4 条の規定により、委員の中から互選となっており、本来であれば、委員長、副委員長の選出方法について委員に諮るべきであるが、委員長及び副委員長の選任について事務局から提案してもよろしいか。

(異議なし)

それでは事務局より提案させていただく。

委員長には、本日欠席ではあるが、落合 隆 氏に、副委員長には、慶徳 亘紀 氏にお願いしたいがいかがか。賛同いただける方は拍手いただきたい。

(全員拍手)

委員全員の拍手をいただいたため、委員長は落合氏、副委員長は慶徳氏にお願いする。

それでは、副委員長より、一言ごあいさついただく。

(副委員長ごあいさつ)

本来であれば、委員会規則第 5 条に基づき、委員長に議事の進行をお願いするところだが、同規則第 4 条第 3 項に従い、副委員長に代理いただくこととする。

2. 平成 29 年度松阪市行財政改革の取組について (報告)

副委員長)

それでは、議事を進める。

事項 2「平成 29 年度松阪市行財政改革の取組について（報告）」に関して、事務局より説明いただく。

※資料 4「平成 29 年度 松阪市行財政改革の取組について（報告）」に基づき、以下の順で報告。

基本方針Ⅰ.持続可能な市政運営の推進

①事務・事業の見直し

1. 実施計画策定および予算編成時におけるヒアリングの実施 評価：達成
2. 『部局長の「政策宣言」』の活用による改善の促進 評価：達成
3. 『総合計画』を中心とした新しい行政評価システムの構築 評価：概ね達成
4. 「統一的な基準による地方公会計」の活用による事務・事業の見直し 評価：概ね達成

②公共施設マネジメント

1. 中長期的視点によるマネジメントの推進 評価：概ね達成
2. 優先順位（プライオリティ）を重視したマネジメントの取組 評価：達成
3. 情報の共有化 評価：概ね達成
4. 有効活用と予防保全 評価：概ね達成
5. 公民連携手法の推進 評価：概ね達成
6. 財産処分と活用方針の確立 評価：概ね達成
7. 財源の活用と確保対策 評価：達成
8. マネジメントの推進体制 評価：概ね達成

③自主財源の確保と徴収強化

1. 企業誘致・連携、「ふるさと応援寄附金」等の促進 評価：概ね達成
2. 再生可能エネルギーの活用による新電力事業の実施 評価：概ね達成
3. 有料広告事業・ネーミングライツ事業の拡大 評価：概ね達成
4. 公有財産の売却、貸付等の促進 評価：概ね達成
5. 市税および税外債権の徴収強化 評価：達成

④受益者負担の検証

1. 施設使用料の見直しに向けた検証等の実施 評価：概ね達成
2. 施設使用料にかかる減額・免除制度の取り扱いの整理 評価：達成
3. 証明書等発行手数料の見直し 評価：概ね達成

副委員長)

ただいま、「基本方針Ⅰ.持続可能な市政運営の推進」に関する報告を受けたが、委員より質問等ないか。

委員)

全体を通して、以前から市が取り組んできたものが、具体的成果として、特に数字として表れてきていることは素晴らしい。

ただし、「④受益者負担の検証」については、思うように進んでいないように感じられる。

また、「③自主財源の確保と徴収強化」における税外債権の徴収額が記載されているが、内容からは、この数字が多いのか少ないのか判断できなかったもので、回収率として示していただきたい。

事務局)

債権回収対策課に移管された税外債権の総額は約 2,400 万円であり、回収率としては約 35% である。

委員)

この 2,400 万円を全て回収すれば、市の未収債権は無くなるということか。

事務局)

そういうわけではない。

債権回収対策課が回収対象とするのは、各債権所管課が回収を移管した債権に限定される。

委員)

では、回収率 35%という結果を、市はどのように評価しているのか。

事務局)

債権回収対策課では、今年度の回収率目標を 30%と設定しており、目標を達成したと捉えている。

企画振興部長)

「受益者負担」の、特に施設使用料については、本委員会でも数年前から「見直し」という方針でご協議いただいてきた経過があるが、現状として見直しに至っていない。

そもそも「施設使用料の見直し」とは、合併以降 10 年近く経過する中で統一が図られてこなかった、施設使用料の考え方を統一しようとするものであるが、施設によっては、使用料を値上

げせざるを得ないものもあり、見直しのタイミングは社会情勢等様々な条件を勘案し、慎重に見極めていきたいと考えている。

副委員長)

私は、「松阪市営住宅あり方検討委員会」にも参画しており、委員会として市営住宅の立地条件等による使用料の係数（利便性係数）設定等についても市に意見を付しているが、なかなか難しい点もある。引き続き検討いただきたい。

委員)

「①事務・事業の見直し」における、「２．「部局長の『政策宣言』」の活用による改善の促進」の項目で、各事業の「活動指標」の進捗状況を「予算査定の参考資料として活用した」とあるが、どのように活用したのか。

また、「③自主財源の確保と徴収強化」における「４．公有財産の売却、貸付等の促進」の中で、未利用地の売却実績が 26 件と挙げられているが、この 26 件で面積的にはどのくらいになるのか。

市政改革課長)

今年度策定した「部局長の『実行宣言』」では、各課の事業に対し、定量的な「活動指標」を設定し、それぞれに「目標」を立てている。この「目標」に対する昨年 12 月時点での進捗状況を中間評価として表し、各事業の予算査定を行った。

委員)

中間評価結果が、事業の継続や廃止の判断に反映されたということか。

企画振興部長)

活動指標の進捗に基づき廃止という判断をすることは難しいが、進捗状況が芳しくない事業については、「何が問題なのか、どう改善すればよいのか」という視点の議論を行いながら予算査定を行った。

財務課長)

売却した未利用地の面積については、申し訳ないが手元に資料が無く回答できない。

ただし、売却できている未利用地には、宅地に入り込んでおり現在は使用していない水路や道路という比較的面積の小さなものが多く、大きな土地については「売れていない」のが現状であり、毎年度入札を行うも買い手がつかないというような、対応が悩ましいものもある。

今後は、このような「売れていない」未利用地をどのように処分していくかに注力していく。

委員)

「④受益者負担の検証」における、「1. 施設使用料の見直しに向けた検証等の実施」の中で、市営住宅は平成 31 年度からの使用料見直しに着手していくとあるが、今後ますます建物が老朽化していく中で、修繕料や建替え費用が増大していくことを考えれば、「あえて建物を更新しない」という政策も有効であると思う。

「30 年以上公共住宅に居住していれば、居住者に当該住宅を譲渡する」という制度を運用している自治体があるとも聞いたことがあるが、松阪市としての考えを伺いたい。

企画振興部長)

老朽化が進む市営住宅のあり方については、「松阪市営住宅あり方検討委員会」をはじめ、住宅課内でも検討を行っているが、今後の市営住宅需要の減少を勘案する中で、特に、老朽化の著しい住宅については、建替えは極力行わず、入居者には、耐用年限が相当期間残っている市営住宅や、民間住宅への住替えをお願いしていくという方針で、全国的な事例研究を進めている。

また、市営住宅の管理運営については、県内でも指定管理者制度を活用している事例もあり、管理運営手法についても併せて研究を進めているところである。

「一定期間入居している居住者に対し住宅を譲渡する」という話は初めて聞いたため、住宅課にも確認しておく。

副委員長)

「松阪市営住宅あり方検討委員会」でも、一部の住宅については、無償にするか有償かという問題はあるが、「譲渡という選択肢も検討しては」という議論もあったと記憶している。

委員)

自身も当該委員会に出席していたが、老朽化した住宅は修繕等維持管理に費用がかさむため、譲渡を提案しても、「受け取る側もかなわないのではないか」という話もあった。

委員)

「③自主財源の確保と徴収強化」における「2. 再生可能エネルギーの活用による新電力事業の実施」の中で、「新電力会社の収益を環境施策に還元する」という話があったと思うが、現在どのような方向性で話が進んでいるのか。年間約 1,000 万円にもなると聞いていたが。

事務局)

環境課によると、新電力会社設立により、試算では、市の公共施設に係る電気料金が年間約 3,000 万円の削減効果と、年間約 1,000 万円の営業収益が見込めるとのことである。

このうち、営業収益については、地域に還元する基金の設立を進めており、その具体的な使途についても、現在環境課を中心に検討を進めているとのことである。

副委員長)

本資料全体に関してひとつ質問したい。

各取組について、「達成」、「概ね達成」、「未達成」の 3 段階で評価を行っているが、3 段階では各評価項目間の幅が大きいように感じられる。

一方で、『部局長の「実行宣言」』を見ると、「A」から「E」までの 5 段階での評価ができています。本資料についても、より精緻な評価をすることはできないものか。

事務局)

本資料に記載している「行財政改革」の取組は、その一つひとつが、複数の事業で総体を成すものであり、個々の事業評価を単純に平均できるものではないことから、このような評価体系で構成している。

委員)

「③自主財源の確保と徴収強化」における「1. 企業誘致・連携、「ふるさと応援寄附金」等の促進」に関して、次年度のふるさと応援寄附金額目標を 6 億円と設定しているが、返礼品発送もあり、単純に 6 億円すべてが市の収入になるわけではないと思う。

実際の収入はどの程度なのかお聞きしたい。

事務局)

本日手元に資料がないため、後日確認し、回答させていただく。

副委員長)

「③自主財源の確保と徴収強化」における「1. 企業誘致・連携、「ふるさと応援寄附金」等の促進」に関して、企業に対する訪問を行う中で、企業側の反応や松阪に抱く印象はどうであったか。

事務局)

本日手元に資料がないため、後日確認し、回答させていただく。

企画振興部長)

現在、企業を誘致する土地が不足しているという課題があり、企業訪問と並行して適地調査を進めているところである。

基本方針Ⅱ.公民連携と開かれた市政運営の推進

①民間活力の導入

1. 体制の整備と「(仮) 民間委託等に関するガイドライン」の策定 評価：達成
2. 指定管理者制度をはじめとする「民間活力の導入」促進 評価：概ね達成
3. 「松阪市ジョイントパートナー制度」(民間提案制度)の活用促進 評価：概ね達成

②市民参画・協働の推進

1. 市民主体のまちづくり 評価：達成
2. 住民協議会のあり方の整理と支援の継続 評価：概ね達成
3. 多様な組織との連携・協働 評価：概ね達成

③ICT を活用した情報化の推進

1. 社会保障・税番号制度の推進 評価：達成
2. オープンデータ・インデックス(仮称)の構築 評価：未達成
3. ペーパーレス化の推進 評価：概ね達成
4. 印刷機器の統合 評価：達成
5. 庁内ネットワーク及び基幹系システムの更新 評価：達成
6. 「情報システム調達ガイドライン」の策定 評価：概ね達成
7. 「情報システム部門における業務継続計画 (ICT-BCP)」の策定 評価：概ね達成

副委員長)

ただいま、「基本方針Ⅱ.公民連携と開かれた市政運営の推進」に関する報告を受けたが、委員より質問等ないか。

委員)

「②市民参画・協働の推進」における「1. 市民主体のまちづくり」に関して、「まつさか若者クラブ」の実施が挙げられているが、次年度以降の展開はどうか。

また、どのようにしてこれだけの参加者を集めたのかについても伺いたい。

「③ICT を活用した情報化の推進」における「6. 「情報システム調達ガイドライン」の策定」について、官公庁で新たな情報システムを導入する際は、既存システムとの連携等に苦慮する事例がよく聞かれるが、この点についての対応はどのようにされているか。

経営企画課長)

「まつさか若者クラブ」は、今年度新たな自主事業として実施したものであるが、市長記者会見や、ポスター作成、市内在住の 2,000 人を無作為抽出し DM を送付する等を実施した結果、

当初定員 30 名を大きく上回る応募をいただいた。

定期的に会合を重ね、11 月には、市長に対して参加者からの提案を行った。

次年度の展開については、今年度の成果と課題を踏まえつつ、平成 29 年度は 5 回の会合を開催したものを、平成 30 年度は 10 回開催と、会合の回数を増やしていきたいと考えている。内容についても、再来年度に予定する次期『総合計画』の策定に向け、若者の意見を政策に反映できるような仕組みを検討しているところである。

委員)

現在のクラブ員は継続していただく予定なのか。また、増員の予定はあるのか。

経営企画課長)

現クラブ員での活動は今年度で一区切りとし、次年度については改めてクラブ員を募集する考えである。これに伴い、対象年齢についても見直しを行い、今年度は 39 歳までとしていたものを、例えば 35 歳までとするなど、より若年層に絞った構成に変更する予定である。

当然、今年度参加いただいた方も、来年度ご参加いただくことは可能である。

委員)

実現した意見、参考になった意見はあったか。

経営企画課長)

「松阪木綿を来た観光客に対して、市施設等の割引特典を設けてはどうか」という提案については、11 月の市長提案後、「文化施設の入場無料」という形で実現した。

その他、駅前の振興に関する提案が多くあった。

情報企画課長)

システム間の連携について、特に住民情報関係の多岐にわたる市の業務については、それぞれ機能の異なるシステムを使用しているため、システム間の情報連携は必須であり、最も配慮すべき点である。

例えば、2 月から開始した、証明書コンビニ交付サービスは、「住民情報システム」、「戸籍情報システム」、「印鑑証明システム」という庁内のシステムはもちろん、コンビニ端末との連携が成立して初めてサービス提供が可能になる。

そこで、「情報システム調達ガイドライン」では、システムを実際に導入する際は、前段階において情報企画課との協議を行い、システムの仕様や情報連携について確認を行うことを規定している。

委員)

「②市民参画・協働の推進」における「２．住民協議会のあり方の整理と支援の継続」に関連して、市内在住者がふるさと応援寄附金をする際、寄附金の活用使途に「住民協議会支援」を指定できなくなったが、どのような理由があったのか。

「③ICT を活用した情報化の推進」における「１．社会保障・税番号制度の推進」に関して、津市では、マイナンバーカードを取得すれば、公共交通機関の乗車に利用できるポイントが付与されるような施策を行っていると思うが、市ではマイナンバーカードの活用を促進するような取組は検討していないのか。

同じく「③ICT を活用した情報化の推進」における「３．ペーパーレス化の推進」に関して、個人的にタブレット端末による会議のペーパーレス化には賛成であるが、タブレット端末を職員配布するのであれば、会議利用だけに留まってしまうのは惜しいと感じる。連絡、指示等も含め、より発展的な利用は検討していないのか。

地域づくり連携課長)

市では基本的に、ふるさと応援寄附金は市外在住者を前提としており、市内在住者が市に寄附を行っても、返礼品を受け取ることができない制度になっている。市内在住者が「住民協議会支援」において自身の住民協議会を指定すると、税控除以外の受益となってしまうため、このような整理を行った。

情報企画課長)

津市では、バス会社と協力し、マイナンバーカードとバス乗車用の IC カードの連携を図り、マイナンバーカード所持者に対し、年間 2,000 円分のポイントを IC カードにチャージするサービスを導入したと聞いている。

市では、現時点でマイナンバーカードを所持者への付加サービスは検討していないが、子育て分野に対し、マイナンバーカードを活用したサービスの利便性向上に取り組んでいる。

子ども手当の申請や保育園の申込に係る手続きの一部をマイナンバーカードによって簡素化を図っており、今後、さらなる利便性向上をめざしている。

ペーパーレス会議に関連するタブレット端末配布については、会議目的のためだけでなく、現在配布しているノートパソコンの代替として、同様の機能を担保しつつ、より持ち運びやすい端末を導入していくというものである。

副委員長)

タブレット端末は庁外への持ち出しも可能なのか。

情報企画課長)

現時点では、庁内のみの利用を予定している。庁舎内のイントラネットは無線化しているため、庁内であればどこでも仕事ができる環境をめざしていくということである。

なお、外部インターネットへの接続はできないように設定している。

基本方針Ⅲ. 合理的で質の高い市政運営の推進

①ワーク・ライフ・マネジメント

1. ワークマネジメント 評価：概ね達成
2. ライフマネジメント 評価：概ね達成
3. トップ主導の意識・風土改革 評価：概ね達成

②機能的な行政組織

1. 窓口機能のあり方の研究 評価：達成
2. 行政窓口の最適配置の検討 評価：概ね達成
3. 合理的に機能する組織体系の構築 評価：達成

③「職員力」の強化

1. 内的職員力の強化 評価：概ね達成
2. 外的職員力の強化 評価：概ね達成

副委員長)

ただいま、「基本方針Ⅲ. 合理的で質の高い市政運営の推進」に関する報告を受けたが、委員より質問等ないか。

委員)

「①ワーク・ライフ・マネジメント」における「1. ワークマネジメント」に関して、時間外勤務縮減の取組があるが、職員の意識改革や時間外勤務の削減等、成果はあがっているか。

職員課長)

昨年度と今年度のそれぞれ 4 月から 12 月末までの時間外勤務実績（災害対策本部・選挙事務に係るものを除く）を比べると、昨年度より増加という結果であるが、これは昨年 10 月の台風の災害復旧対応によるものが含まれており、一概に比較できるものではなく、成果を把握することが難しい面もある。

このような中で、個々の職員の時間外勤務状況を部局長に報告し、部局マネジメントの改善を促すようにしている。また、有給休暇についても、取得しやすい職場環境づくりに努めていく。

委員)

「②機能的な行政組織」における「２．行政窓口の最適配置の検討」に関して、今後 ICT の活用等について調査・研究を進めていくとあるが、現在具体的なテーマがあるのか。

同じく「②機能的な行政組織」における「３．合理的に機能する組織体系の構築」に関して、「国体推進室」の設置という表記があるが、国体終了後は、「健康長寿」等の政策に発展させていくような展望があるのか伺いたい。

情報企画課長)

「２．行政窓口の最適配置の検討」については、現在、配置はもちろん、窓口サービスの提供手法やプロセスも含め、あらゆる方向性について検討を行っている段階である。

行政窓口のあり方に関する方向性が定まった段階で、より効率的・効果的なサービス実現のための手段として、ICT の活用を検討するというプロセスで考えている。

市政改革課長)

「３．合理的に機能する組織体系の構築」における国体推進室については、現在はスポーツ課内の 1 係であるが、開催が迫るにつれ本格的な準備態勢が求められることから、この度課レベルの時限的・一過性の組織として位置付けたものである。

そのため、当室は国体終了後には廃止していく予定であるが、スポーツ振興の機運の高まりに乗じる取組については、スポーツ課を中心に検討していくことになると考えている。

副委員長)

以上で、事項 2「平成 29 年度松阪市行財政改革の取組について（報告）」を終了する。

3. その他

副委員長)

それでは、「事項 3. その他」に入る。事務局・委員より何かあるか。

事務局)

このまますべての議事を終了すると、平成 29 年度の松阪市行財政改革推進委員会は本日が最終回となる。

次回、平成 30 年度第 1 回委員会につきましては、7 月～8 月頃を予定しているが、委員には、後日改めて日程調整・詳細等についてご連絡申し上げます。

企画振興部長)

※松阪市 CM コンテスト開催のご案内

副委員長)

その他、委員よりないか。

これにて、本日の議事は終了とする。

事務局)

本日の議事録については、昨年度の委員会同様、公開の対象となるため、事務局でとりまとめた後に各委員宛に送付させていただく。

議事録に修正等必要な場合は、市政改革課まで連絡いただきたい。

以上で、平成 29 年度第 3 回松阪市行財政改革推進委員会を終了とする。

以上
(午後 4 時 1 分 終了)